

# 須坂新聞

令和 3年10月23日



協定を締結し記念撮影に応じる三木市長（右）と川畠会長

## 被災建物解体業務で協定

### 市が補償コンサルタント支援協と

須坂市は14日、一般復興に役立てる。

社団法人「日本補償コンサルタント復興支援協会」（東京都）と

「災害の復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定」を締結

した。市は災害により損壊した家屋の解体・撤去処理などに関する専門性の高い支援業務について、同協会の協力を受け早期の復旧・

損害の復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定」を締結した。市は災害により損壊した家屋の解体・撤去処理などに関する専門性の高い支援業務について、同協会の協力を受け早期の復旧・

を請け負った。

市生活環境課による審査や現地での被災建物の調査・解体費の算出、建物所有者や解体業者との調整など一連の業務を担つてもらつたという。

同協会の川畠清夫（せいお）会長は、支

援業務を的確、円滑に進めるため、「会員に

対して研修、講習を実

施したい。内容によつては市職員の方にも参

加していただければ。加していただければ。准する費用償還が7件あつた。

同協会によると、県内では須坂市その他、長野市、中野市、佐久市、千曲市で公費解体に関する業務を担つた。県内市町村と災害時の協定を結ぶのは須坂市が初という。

には意義がある。業務の迅速化につながる」と述べた。

同課によると、台風災害に伴い、昨年2月25日～8月31日に申請を受け付けて実施した

公費解体は18件。自費解体したが公費解体に

内では須坂市その他、長野市、中野市、佐久市、千曲市で公費解体に関する業務を担つた。県内市町村と災害時の協定を結ぶのは須坂市が初といふ。

市は今後、有事の際には協定に基づき、損壊家屋の解体・撤去処理や罹災（りさい）証明に関する支援業務などを協力を要請する。同協会は原則として県内の会員を活用し、必要な技術者を確保する。

市役所で開いた協定締結式で三木正夫市長は、台風災害の公費解体事業では「業務を迅速かつ的確に遂行していただきたい」と改めて感謝した。公費解体には専門的な知識や経験などが必要になるとし、「協定を結ぶ」と